



# 国保医療だより

市民課 国保医療係  
☎43・6813

## 福祉医療保険資格の再確認を行います

### ●対象となる人

① 老人医療受給者

(65歳～69歳)

② 障害者医療受給者

③ 乳幼児等医療受給者

※ただし、市の国民健康保険に加入している人は除きます。

老人医療や障害者医療などの福祉医療を受けるには、医療保険の加入資格が必要です。

市では、福祉医療の受給者を対象に医療保険の加入資格の再確認を行います。対象となる人には、回答書を4月中旬に郵送します。お手数ですが保険の変更の有無にかかわらず、必要事項を記入のうえ4月28日(木)までに市民課国保医療係へ提出してください。なお、回答書が提出されない場合は、新しい受給者証の送付ができないこともありまますので、注意してください。

4月に小学4年生になり、

①乳幼児等医療費助成制度の

対象からはずれる児童で、②

母子家庭等医療費助成制度や

③重度障害者医療費助成制度

の対象となる児童が、医療費

の助成を受けるためには、受

給資格の認定を受ける必要が

あります。

対象と思われる児童の保護

者は、市民課国保医療係まで

申請してください。

(申請に必要なもの)

▽健康保険証 ▽印鑑

▽身体障害者手帳 ▽療育手帳

▽精神障害者保健福祉手帳



## 国民年金

市民課 年金担当  
☎43・6820

### 春は異動のシーズンです 国民年金の手続を忘れずに

本人や配偶者の就職・結婚などの人生の節目には、国民年金の加入種別が変わることがあり、種別変更等の手続が必要となる場合があります。

手続が遅れたりすると、▼将来の老齢年金の受給額が減ってしまったり、▼万一、病気やケガで障害が残ったときや、亡くなった場合に障害年

金や遺族年金が受け取れなくなる場合もあります。

ライフスタイルが変わったら忘れずに手続きをお願いいたします。

### ●被保険者の種別

・第1号被保険者 自営業者

や学生(20歳以上60未満)

・第2号被保険者 厚生年金

や共済組合加入者(65歳未

満)

・第3号被保険者 第2号が

扶養している配偶者(20歳

以上60歳未満)

### ●届出はこんなときに

① 20歳になったとき(学生や

他の年金に加入していない

人)：第1号

② 第2号(厚生年金・共済組

合加入者)に扶養されている

配偶者が20歳になったと

き：第3号

③ 第2号(厚生年金・共済組

合加入者)の資格を喪失し

たとき(退職したときは扶

養している配偶者と一緒に

届け出る)：第1号

④ 第2号(厚生年金・共済年

金加入者)の配偶者に扶養

されるようになったとき

(結婚したとき・収入が減ったとき等)：第3号

⑤ 第2号の配偶者に扶養されなくなったとき(離婚・死別・収入が130万円を超えたとき等)：第1号

※届出先

▽第2号・第3号⇨勤務先

▽第1号⇨市役所

▽第2号・第3号⇨勤務先

### 学生納付特例の申請は済まされましたか?

学生で申請によって保険料

を後払いできる制度です。(所得制限があります)

※この制度により、平成22年

度の保険料納付を猶予され

ている人で、引き続き23

年度も同じ学校に在学する

人は、日本年金機構から郵

送される申請書で23年度の

手続きをすることができ

ます。

※4月中に限り、22・23年度の申請が可能です。22年度の申請をしていない人で、納付が困難な人は、4月中に申請してください。

### 4月から対象が拡大 障害基礎年金の子の加算

▼従来は「障害基礎年金を受

けられるようになったときに

生計を維持している18歳未

満の子等」とされていましたが、

法改正により、▼本年4月か

ら「年金を受けることにな

った日以後に新たに生計を維持

することになった18歳未

満の子等」も対象となります。

※ただし、児童扶養手当と障

害基礎年金の子の加算は選

択となりますので注意が必

要です。

詳細は姫路年金事務所(☎

079・224・6385)まで。

## 平成23年度の 年金額が 改定されました

前年度に比べ0.4%減額されました。

○国民年金老齢基礎年金  
788,900円

○国民年金障害基礎年金  
1級 986,100円  
2級 788,900円

○国民年金遺族基礎年金  
1,015,900円(子1人)

○老齢福祉年金  
404,200円

問い合わせ先

・年金ダイヤル ☎0570・05・1165

・姫路年金事務所

☎079・224・6385